

議案第69号

西脇市敬老金支給条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市敬老金支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年9月1日

西脇市長 片山象三

(理由)

敬老金の受給資格及び支給金額の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市敬老金支給条例の一部を改正する条例

西脇市敬老金支給条例（平成18年西脇市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(受給資格) 第2条 敬老金は、毎年9月1日（以下「基準日」という。）において本市の住民基本台帳に記録されている者で、基準日の翌年3月31日に次の各号のいずれかに該当することとなるものに支給する。 (削る) (1) 満88歳 (2) 満99歳 (敬老金の額) 第4条 敬老金の額は、次のとおりとする。 (削る) (1) 第2条第1号に該当する者 10,000円 (2) 第2条第2号に該当する者 20,000円</p>	<p>(受給資格) 第2条 敬老金は、毎年9月1日（以下「基準日」という。）において本市の住民基本台帳に記録されている者で、基準日の翌年3月31日に次の各号のいずれかに該当することとなるものに支給する。 (1) 満77歳 (2) 満88歳 (3) 満99歳 (敬老金の額) 第4条 敬老金の額は、次のとおりとする。 (1) 第2条第1号に該当する者 5,000円 (2) 第2条第2号に該当する者 30,000円 (3) 第2条第3号に該当する者 50,000円</p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。